

被扶養者の申請の申し出があったときに確認していただきたいこと

被保険者のかたから被扶養者の申請の申し出があった場合、下記の内容を被保険者の方に伺ってください。そのうえで、必要な添付書類などについて当組合までご相談ください。
また、確認の段階で要件を満たしていない場合は国保への加入などを促してください。

1. 続柄の確認

被保険者との関係を確認してください。続柄によっては被保険者との同居が条件となります。(被扶養者の範囲を参照してください。)

2. 申請の理由

認定対象者の離職などによる収入の減少なのか、もともと収入が無かった方が同居したことによるものか、他の方の被扶養者になっていたのか、などを確認してください。

3. 同居または別居の確認

認定対象者が被保険者と同居または別居かをご確認ください。別居されている場合は認定対象者の収入よりも多い金額を送金している証明が必要になります。また、続柄により、別居されている場合は被扶養者認定できない方もいます。

4. 認定対象者の年齢

年齢により収入基準が異なりますので、認定対象者の年齢が60歳以上か、60歳未満かをご確認ください。

5. 認定対象者の収入

収入が認定範囲内かどうかを確認してください。

通常は年収130万円未満で被保険者の収入の50パーセント未満です。年齢が60歳以上の方と障害年金等の受給者は年収180万円未満となります。

なお、失業給付や傷病手当金などの、日額による収入の場合は、基準とする年間収入額の360分の1未満、パートタイマーやアルバイトによる月額収入がある方は、基準とする年間収入の12分の1未満となります。

収入基準表

認定対象者	年間収入	月額収入 (年間収入の12分の1)	日額収入 (年間収入の360分の1)
一般(60歳未満)	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上の年金受給者 または、障害年金受給者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

また、認定対象者が収入基準を満たしていても、認定対象者に配偶者があり、夫婦合算の収入が基準を上回る場合は被扶養者認定ができません。

夫婦合算収入により被扶養者になれない事例

事例1) 両親ともに60歳以上の場合は夫婦合算で360万円以上

事例2) 両親ともに60歳未満の場合は夫婦合算で260万円以上

事例3) どちらかだけが60歳以上の場合は夫婦合算で310万円以上

6. 同一世帯の中に認定対象者以外の同居者（被扶養者でない配偶者・兄弟・姉妹・おじ・おば等）がいるかどうか。

主たる生計維持者を判定します。

被保険者より収入が多い方がいる場合は、その方の被扶養者となります。

7. 別居している兄弟・姉妹・おじ・おば などから、認定対象者への援助があるか。

援助がある場合は援助金額も認定対象者の収入とみなします。